

平成25年12月
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

平成25年12月6日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		一般質問	
第 2	議案第61号	監査委員の選任の同意について	即 決
第 3	議案第62号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について	総務文教付託 （一 括） 総務文教付託 生活環境付託
第 4	議案第69号	平成25年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	
第 5	議案第70号	平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
第 6	議案第63号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
第 7	議案第64号	大竹市水道条例等の一部改正について	生活環境付託 生活環境付託 （一 括） 生活環境付託
第 8	議案第71号	平成25年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）	
第 9	議案第72号	平成25年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	
第10	議案第73号	平成25年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	
第11	議案第65号	大竹市火災予防条例の一部改正について	総務文教付託
第12	議案第66号	大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について	生活環境付託
第13	議案第67号	財産の取得について（小型動力ポンプ付消防車）	総務文教付託 （一 括） 生活環境付託
第14	議案第68号	広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について	
第15	平成25年請願第2号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について	総務文教付託
第16	意見書案第2号	消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出について	即 決

○会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第61号（説明・表決）
- 日程第 3 議案第62号から日程第 5 議案第70号（説明・付託）
- 日程第 6 議案第63号（説明・付託）
- 日程第 7 議案第64号から日程第10 議案第73号（説明・付託）
- 日程第11 議案第65号（説明・付託）

○日程第12 議案第66号(説明・付託)

○日程第13 議案第67号から日程第14 議案第68号(説明・付託)

○日程第15 平成25年請願第2号(説明・付託)

○日程第16 意見書案第2号(説明・表決)

○出席議員(16人)

1番	寺岡公章	2番	大井渉
3番	網谷芳孝	4番	藤井馨
5番	乃美晴一	6番	児玉朋也
7番	北林隆	8番	山崎年一
9番	細川雅子	10番	日域究
11番	上野克己	12番	原田博
13番	二階堂博	14番	田中実穂
15番	西川健三	16番	山本孝三

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市		長	入	山	欣	郎
副	市	長	大	原		豊
教	育	長	大	石		泰
総	務	部	太	田	勲	男
市	民	生	青	森		浩
健	康	福	正	木	丈	治
福	祉	事				
建	設	部	長	谷	川	寿
上	下	水	稲	田	正	男
消	防		西	岡		文
総	務	課	米	中	和	靖
管	理	委				成
企	画	財	吉	岡	和	範
産	業	振	中	川	英	也
農	業	委				
自	治	振	吉	田	茂	文
福	祉	課	吉	原	克	彦
監	理	課	香	川	晶	則
土	木	課	平	田	安	希
上	下	水	重	本	隆	男
総	務	学	野	崎	光	弘
監	査	委	黒	田	孝	士
監	査	事	小	松	正	二
		務				
		局				

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

福 重 邦 彦
三 浦 暁 雄

+

10時00分 開議

○議長（寺岡公章） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、原田 博議員、13番、二階堂 博議員を指名いたします。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（寺岡公章） 日程第1、一般質問を行います。

12月5日の一般質問を継続いたします。

2番、大井 渉議員。

〔2番 大井 渉議員 登壇〕

○2番（大井 渉） おはようございます。市民の味方の大井 渉でございます。本日は、信頼される監査を目指してをテーマとして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。黒田代表監査委員また議会選出の委員におかれましては、その職務・執行、大変お疲れさまでございます。今後、ますますその職務に励んでいただくことをまずお願いしたいと思います。

さて、その監査委員ですけれども、監査委員は、執行機関として自治体に置かなければならないことが定められております。同じ執行機関の教育委員会や選挙管理委員会に比べると、地味な存在という感が見受けられます。しかし、行政執行において監査委員の存在は大きく、今後もその存在はますます大きくなるでしょうし、そうならなければならないと思うところでございます。

戦後、議会の権限が強化されて議会の監視権が与えられたとはいえ、合議体という特色から監査の専門性を要求することは無理という趣旨から、議会の延長として現行の監査制度が設けられ、専門的に高い知識を持って監査を行うというそういった方向で来ています。ほかの執行機関である教育委員会などは、外部に対しては行政を執行する合議制の機関ですが、監査委員は住民監査請求など特別監査を除いて監査委員が単独で行う独任制でございます。

また、その権限の行使に当たっては、長やそのほかの指揮命令を受けることなく独立して当該団体の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況や監査するという職務を行うことができます。現在、監査制度が議会の監視権の延長として認められ今に至っているのですから、議会としても必要によっては法に規定がある監査委員に出席を要求し説明を求めたり、また議会として監査請求をするなど、その活用が求められているのではないかと思います。思うところでございます。

さて、その監査のあり方について、監査がその所期の目的をきちんと果たし、行政執行のさらなる適正化が行われるようにしていくために、幾つかの質問をしていきたいと思えます。今現在、自治体監査に求められているその役割について見解をお聞きしたいと思います。

次に、定期監査のことですが、監査委員には地方自治法において、その仕事がいちいちと明記されています。その条文の中において「監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて規定による監査をしなければならない」とあります。「監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。」というこの監査をしなければならないとあります。現在、この法令に沿って定期監査をどのように行っているのかお尋ねします。

また、たくさんの部署がありますから、その部署を何年で一巡しているのか。他市と比べてどうなのか。この点についてもあわせてお聞きしたいと思います。

監査委員には、この定期監査のほかに「必要があると認めるときには、いつでも規定による監査をすることができる」とあります。いわゆる随時監査ですが、この随時監査また財務の監査にプラスして記載されているところに行政監査、これについて過去の実績はどうなのか、また今後の取り組みはどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思えます。監査といえば財務監査が主な業務になっている感があります。お金の出入りが合っているか、領収書や支出命令書などの証書類がそろっているか。しかし監査に求められている本来の業務は、規定されている事務の執行が趣旨にのっとってなされているかどうか。特に意を用いなければならないとあります。この条項に、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。また、地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。もう少し言えば、財務に関する事務の執行について、従来の合規性、正確性に加え、経済性、もっと少ない経費で実施できないか、効率性、同じ費用でもっと大きな成果が得られないか、有効性、所期の目的を達成しているか、効果は上げているか、時限性、いつまでに完了するのか。こういった観点を重視して監査が求められていると思うわけです。監査の仕事というのは多岐にわたっています。毎月の例月現金出納検査であるとか決算審査、現在の業務の中で例えば住民監査や議会要求の監査が出されたとき、監査としての現状のまま対応できるのか。その辺についても仕事量のことなど聞かせていただきたいと思えます。市民に信頼され、また開かれた監査としていくためにも、積極的な情報公開を率先して行っていくべきだろうと思えます。その点について、現在の監査の状況これらについてお聞かせいただきたいと思えます。

以上、登壇しての質問を終わります。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（寺岡公章） 監査委員。

〔監査委員 黒田孝士 登壇〕

○監査委員（黒田孝士） おはようございます。このたびは、余り表舞台に立つことの少ない監査委員制度に注目して、監査の職務についての御質問ありがとうございます。それで

は、大井議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、監査委員の職務につきましては、先ほど来御説明がありましたが、地方自治法の199条では、「監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。」と規定がございます。監査委員の職務は、財務監査として1年に1回の定期監査、工事監査、必要があると認めたときは財政援助団体への随時監査や、他に毎月の月例出納検査、企業会計や一般会計及び特別会計の決算審査などがございます。また、特別監査としては住民監査請求や直接請求などがございます。そのような中で、主に定期監査、工事監査、毎月の月例出納検査、企業会計や一般会計及び特別会計の決算審査などを行っております。

監査委員の組織につきましては、地方自治法に識見を有する者1名、議会の議員から1名と定めてあり、地方自治法の定めどおりの体制となっております。監査事務局の職員体制につきましては、大竹市職員定数条例に事務局長1名、書記2名と定めておりますが、現在は書記1名減の事務局長1名、書記1名の体制となっております。職員をふやすことも重要であるとは思いますが、まずは重点箇所を絞って監査を実施する、職員がしっかりと監査できるように研修等を通じて専門性を高める等、監査の仕方を少しずつでも変えていこうと考えております。

次に、監査委員が年間どれくらい監査業務をしているかにつきましては、例月出納検査で毎月2日、企業会計や一般会計等の決算審査で約10日、工事監査で5日、定期監査で5日、住民監査請求で10日ぐらい、合わせて年間50日余り監査業務を行っております。そのほかに議会の本会議や委員会を20日余り傍聴しておりますので、合わせますと年間70日程度かかわっております。

次に、随時監査であります財政援助団体等の監査についてでございますが、平成17年度分までは実施しておりましたが、平成18年度分以降は実施できておりません。財務監査であります定期監査は、年に1度、期間を決めて財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するものですが、これとあわせて実施しておりますので、財政援助の目的に沿って事業を適正かつ効率的に執行されているかについては、これを管轄する担当課を通して間接的に監査を行っております。今後、財政援助団体等の監査を、市長の要求や監査委員が直接実施していく必要があると判断した場合は、実施したいと考えております。財務監査の定期監査につきましては、毎年三、四課を中心にやっておりますので、3年に1度ぐらいの割合で1つの課ができるような体制で今、実施をしております。

財政援助団体に返還命令を出したことはあるのかということにつきましては、財政援助団体等の監査を実施している時期に、何度か担当課に返還を求めている指摘要望事項がございました。

また複式簿記が理解できないと財政援助団体等の監査はできないのではないのかということにつきましては、これは公営企業会計についても言えることですが、私自身は民間出身でございまして、子会社の経理を担当した経験もございます。簿記検定2級の資格も有しております。また研修等も受講しておりますので、理解ができないということではございません。

大竹市の監査基準要項についてでございますが、必要に応じて参考にしながら監査基準要項に基づいて監査を実施しております。監査基準要項の中には、例えば建築や土木の専門的な知識がないと監査できない項目もありますので、全てを網羅して監査できる状況ではございません。これを全て網羅しようとすれば多額の費用がかかってしまいますので、金額の大きい重要な案件や数年に1度、専門的な知識のある方をお願いして監査をしていくことを検討していきたいと考えております。

また、監査委員は弁護士や公認会計士などくらい能力がないと務まらないのではないかとこのことにつきましては、監査を実施していく中で専門的な知識が必要になった場合には、専門的な知識のある方をお願いしていくことを検討していきたいと考えております。そして、私自身も研修等を活用して、専門的知識の習得に努めてまいりたいと思います。

言うまでもなく監査委員は、地方自治法に規定され、執行部から独立した機関でございます。市の予算執行の適正について監査するものですが、法令上、適法かどうかではなく、常に住民サイドに立って住民にとって妥当であるかどうかということを考えておりまして、私ども大竹市監査委員は、市民の利益を守る立場から良識ある監査ができるよう心がけております。

以上で、大井議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 2番。

○2番（大井 渉） ありがとうございます。少し再質問させていただきます。

今の言われたとおりだと思います。御答弁されたとおりだと思うんですが、私も市のホームページの例規集の中でいろいろ監査の条例や基準要項、いろいろ読ませていただきました。それから、その中には着眼点という一つのチェックリストみたいなものですね。それから当然、地方自治法との絡み、それから基準要項の中には、どこの法律を見たらいいのかというのもその右側に記されとる思います。

ただ、これを先ほど3年に1回と言われましたけど、3年に1回するにすれば監査委員さんの、50日ぐらいと言われましたけど、本当にどこまでできるんだろうかと。私自身が、例えばその立場になったときに、大変きつい仕事だなと本当に実感しました。

まず、少し読ませていただきますけど、この基準要項の中に、財務事務監査の着眼点とか第2番目に経営に係る事務管理監査の着眼点とか、もちろん工事監査の着眼点など、これが9項目あります。それから、監査として第15条に監査の種類ということで定期監査、随時監査、行政監査、先ほど言われました財政支援団体等、こういうものが10項目あります。そして具体的にどういうことをするのかという先ほどのチェック項目ですけど、例えば、ちょっと申しわけないんですが、前回のときにもちょっと質問させていただきました大願寺のことに絡むんですけど。別にこの大願寺のことで、きょう答えていただくとは思わないんですが。それとか今、住民監査請求が出されておりますね。滞納整理事務、こういうところのチェックリストの中に収入事務とありまして、滞納整理事務はどうなるのかということで、アで「滞納の状況と、その理由を明確に把握し、かつ記録しているか。収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか」。これは地方自治法231の3とか236、あるいは240条、令171

条、民法147条、ほかその他の法令に基づいてですよと書いてあるわけです。それから「滞納整理について努力が払われているか」。これは地方自治法231の3、240条、令171の2から171の7、こういうことをチェックしてやりなさいよと。払われているかの中でまたアとして、「時機を失せず、強制執行、仮処分、債権の申出、担保権の実行、履行期限の繰上げ等債権の担保のための措置がとられているか。また、その手続は適正か」など、細かくこれがうたわれとるわけですね。それから不納欠損についてもここに書いてあります。「不納欠損処分は適時、かつ厳正に行われているか。地方自治法の236条、民法138条、ほかその他の法律に基づいて、時効の起算点に誤りはないか。不納欠損処分に至るまでの徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。時効完成を待たず不納欠損処分をした場合、その理由は正当か。また、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該処分について議会の議決を経ているか」等々あります。入札等についてもあります、契約事項で。当然、予定価格というものもちゃんと適正かどうかということもうたわれております。契約についても細かくずっと今のようなことが書いてあります。

これを8年やられて、それから前の会社でそういう経理事務もされていろいろな研修にも参加されておるということをお聞きしたんですが、その資格を持っておらなきゃだめだという意味じゃなしに、まず疑問に思ったときは、どういう法律に係るんだろうとか、それから、さっき工事検査というのがありましたですね。そうすると、この工事検査というようなことで言いますと、この設計図書とかそういう難しい本当に専門でないとわからない、あるいは現場に行行ってそれを見るっていうことも他の市町村でやっておられますけど、現場に行行って本当にそのチェックリストだけで材料がどうなってるのか、大きいとか小さいとか、弱いとか強いとか、そういうところまでチェックすることが本当に監査委員さんとしてできるのかどうかということを、非常に疑問といいますか懸念をしております。その中で、それには必要に応じて何年に1回そういう専門の方をお願いするんだと言われるんですが、じゃあその専門の方の予算づけがなされてるのかどうかということなんです。

ちょっとこれ、先ほどのことになりますけど、例の大願寺のところで住民監査請求が行われたときに、弁護士さんと相談されたというのが2回ぐらいありました。聞いてみると、市の顧問弁護士さんと相談されとるわけですね。市長のほうも一般質問のときに顧問弁護士と相談されたと。同じ弁護士に相談されたんなら、答えは同じなんですよ。そうじゃなしに、住民がお願いしとるその弁護士さんをお願いするのはまずいでしょ、市長が相談されとる弁護士さんに相談するのもまずいでしょから、そうじゃない第三の方の弁護士に相談されないと、本当の適正な判断は出てこないんじゃないかなと。念を押す意味ですよ。だからそういう予算づけが今されとるのかされてないのか。されてないんですしたら、先ほどの今の工事監査も同じですけど、そういう1級建築士の方とかそういう技術を持った方とか弁護士の方とか不動産鑑定士の方とかこういう方にいろいろ御相談されるんなら、そういう予算づけも必要じゃないかと思うんですが、それは財政が厳しいというよりも公正、公平にちゃんとお金が使われとるかという、まさしく行政監査の中の重大な事項でございますので、これは予算云々というのももちろんありますけど、その辺の予算づ

けが必要なのか。それから今の体制でできるのかどうかということをもう一度。そういう専門家の方の予算が組んでないんだったら、そういう予算要求もされないと適正な監査が行われなと思うんですが、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（寺岡公章） 係争中の部分もございますが、お答えできることをよろしく願います。

代表監査。

○監査委員（黒田孝士） 大井議員の御指摘のとおりだと思います。

弁護士の相談の件のことからお答えいたしますと、やはり我々、都市監査委員の間でもそういうことについて議論をします。やはり同じ弁護士に相談するのはぐあいが悪いらうということで、これにつきましては今後、第三者の弁護士にお願いするような形で予算づけをしたいというふうに考えております。そのほかのいろいろな市の条例で定めておりますいろいろ着眼点等ございますけども、通常、我々のやっておりますのは、結果について監査をしておりますので、それが多くの費用をかけてその工事、あるいはいろいろなもの、成果物がよくなるということであれば、そういう費用をたくさんかける必要もあるかと思っておりますけども、先ほどもおっしゃいましたように、最少の経費で最大の効果を生むということ、我々監査委員自身も実施していくという観点からすれば、今現在のできる範囲でやっていただくというふうに考えております。予算あるいはその費用を、どうも使わせてやるんだと、それがちゃんと使われているかどうかというのを監査しなければならぬという、そういうお上からのというふうな考え方が基本にあるような気がいたしますけども、我々の監査、それからあるいは市の仕事というのは、住民、市民に対するサービスでありまして、市民がいかに気持ちよくそういう費用を使う、いかに使っていただくか、そういう観点も大切なのではないかなというふうに考えておりまして、そういうふうな物の見方で考えていけば、監査自身をそんなに細かい箸の上げおろしまでやるような形がいいのかどうかということも常日ごろ考えておりますが、そうは言っても法令上、こういうことをやらなければいけないということになっておりますので、それに準じてやるようには努めております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 2番。

○2番（大井 渉） ちょっと考え方が違うんですね。

それじゃあ、年間監査計画というのは作成しておられますでしょうか。作成しておられるといたら、そこにお持ちでしたら、どういう作成計画を今年度はやられるようにするのか。それから、今のように終わってからされると言いましたが、別に途中でされてもいいようになっています、これは。それは間違いだと思います。

お上という言葉が使われましたけど、私は、先ほど「18年から」と言われましたけど、黒田監査委員さんが監査になられたのが平成17年でしたですかね。ことしで8年目ですね。私も前の職場で市から補助金をいろいろもらいまして、それは何十周年記念とかいろいろな施設をつくるとか、それから観光協会の太鼓をつくるとか、亀居城太鼓をつくるとか、いろいろな監査を受けました。でもここ15年から20年ぐらい監査が、そういう外部監査と

いいですか財政支援団体の監査が全く行われてないんですよね、要するに。そうすると、やっぱり使うほうも気が緩むんじゃないかと。今、担当部署のほうでそれはちゃんとチェックされると言われましたけど、本当にそうなのかどうかという、ちょっと私は疑問があります。

というのはなぜかといいますと、私の前の職場は、ずっと前は国からも補助金をもらっておりました。だから会計検査院も入っておりました。それから県の補助もこれは税源移譲で県の監査はしょっちゅう行われております。そのときに、例えば、講師なんかをお招きしたときに昼食代を出してもいいという、その補助金があるんですけど、料理のメニューに1,000円しかないんですね、最低のが。そしたら県の補助金は800円と書いてあるんです。その200円を返しなさいっていう、そこまで言われるんですよ。だから、ちょっと重箱の隅をつつくようなと言われますけど、監査というのはそれだけ厳しいものだということを、まず認識していただかないと、本当に大事な税金ですから200円でも。だから、それが十分にできないんでしたら、そういう事務局体制を、先ほど言いましたけど、条例では監査事務局は条例定数で今3名と、条例ですから変えればいいわけですから。それから監査委員さんも地方自治法において条例を変更すれば、監査委員は今一応2名ということですけども、195条には「定数を増加することができる」ということがあるわけです。それから、また196条には、「識見を有する者のうちから選任される監査」要するに黒田委員さんですね、「これを常勤とすることもできる」と。法律でうたつとるわけですよ。だからそれだけ監査というのは重要ですよということが法律でうたわれているわけです。そういうことも踏まえまして、この辺について、仕事量が今ではいっぱいいいっぱいなのか、それから担当部署を通じて外部監査を、補助金団体、支援団体の監査をしておられると言われますけど、直接されないのか。

それから工事監査、外部に対して。例えば、今、学校なんかも3つつくりましたですよ。それから今は野球のグラウンドもつくってます。こういうところも含めまして、そういう現場に出てやられる監査も、黒田さんは8年やられて1回でもやられましたか。その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（寺岡公章） 代表監査委員。

○監査委員（黒田孝士） 工事監査につきましては、そういう書類の監査に加えて現場に行く監査は実施しておりますけども、その成果物を見るそういった程度の監査ですから、工事のその中までどういう材料を使ってどうしたかというそこまでの監査はできておりません。

ただ、おっしゃるようにいろいろなそういう監査を実施していかなければいけないんですが、今現在そういう事務局2名、監査委員2名の体制ではいっぱいいいっぱいでございます。ただ、これをふやすのがいいのかどうかということにつきましては、確かに大井議員のおっしゃるようないろいろなことをやっていかなければいけませんけども、全体の市のバランスの費用等も考えますと、もう少し検討させていただきたいというふうに考えます。

○議長（寺岡公章） 2番。

○2番（大井 渉） 今の工事監査ですけどね、チェックリスト、着眼点の中に書いてある

んですよ、これ。これができないんだったら、こういうものをつくっても意味がないんですよ。条例でもそうでしょう、法律でもそうだと思うんですが、そういうふうにするから条例とか法律とか、あるいは要綱とか規則とかあるわけです。それに基づいてもらわないと、工事施工計画が適切か、設計図書どおり施工されているか、法令等を遵守して施工しているかなど、細かいことがいっぱい書いてあるわけですから要するに。これができるかできないかということを私は聞いたわけです。そのための予算づけというのが、ただ外部に行って、ああ大分できましたねっていうことじゃあ、これどうなのかなと疑問を持つわけです。大きな金がそこに投資されとるわけですから。学校1つつくったら20億円超えるようなお金ができとるわけですから。こういうものは難しくてわかりませんよというときに、そういう専門的な人を雇うあるいは相談する、チェックしていただくそういう予算をちゃんと組まれたほうがいいんじゃないですかということを私は申し上げとるわけです。そりゃあ、これを全部、例えば弁護士の資格を持ってなくてもそういう能力もある、それから公認会計士か税理士かそういう財務、税務の能力もある、それから技術関係のこういう工事とかそういう能力もあるとか、あと不動産に関するそういうものとか、そういうものまで全部持つとるといえる者はまずおられないと思いますので、そういうところはそういう専門的な知恵とか知識をおかりするような予算をちゃんと組まれて、何年に1回はちゃんと見ていただくと、これが信頼される監査だろうと思いますし、またその監査をされたら、もう各市町のホームページを見ましたら、監査の実施状況というのがホームページ上で上がっております。ぜひこれも、1年間にどういう監査をされたかというのもホームページ上でちゃんと掲載していただきたい。「そりゃあお金がかかるから」っていうのはなしに、それこそ監査をすることによってひょっとしたら大きな金が、逆に雇うよりは、委員が会計検査院じゃないですけど、あれもチョイスしてやるわけですけど、5,000億円というような金額が出てくるわけです、要するに。だから、大竹市においてもそういうことを効率を上げれば、それは財政が厳しいと言われるですけど、ちゃんとその辺を予算化してもらおうと言われるまで、もし必要なら職員の方も3名までは条例を変えなくてもできるわけですから、職員3名の体制にするとか、監査委員さんもうどうしてもその辺が難しいということになればもう1名ふやすとか、常勤にするとかということも地方自治法でうたわれとるわけですから。ぜひ市民の期待に応えるような監査にしていきたいと思いますというわけです。そちらが多少お金がかかったとしても、それが本来の信頼される監査であり、透明性を持つとる監査だろうと思うわけです。

年間計画、この前私、話をちょっと変えるんですけど、前回9月議会ですか、臨時職員の待遇についてという一般質問をいたしました。臨時職員さんについて有給休暇を付与してなかったり、地方公務員法で1回しか契約更新ができないというのを繰り返しておられたり、二つの法律違反があったわけですよ。これ、我々議員は先ほど、壇上で申し上げましたようにたまたまそういうのが見つかったから、私は質問させてもらったんですが、この辺は監査さんのほうも指摘はございませんでした。でも、まさしく法律違反でした、はっきり言って。法律違反が行われているようなことでは、監査委員さんが「お金が要る」とかどうとかって言われますけど、やっぱりちゃんとその辺を見ていただくこと、それが

本当に信頼される監査だろうと思うんですが、その辺、もう一度、本当にどういう体制がいいのか。お金がかかるからかかるからっていう、それじゃあ本当に信頼される監査として認められてるかどうかということがあります。今から遊休地、それから例えば気づきですけど、大竹総合科学専門学校も大竹市の所有物になりました。あれも草ぼうぼうであのままどうなるんだろうかと思っております。また方向も方針も何もありません。松ヶ原の学校もそうです。こういうのも監査のお仕事じゃないかと思うんですが、その辺を含めてもう一回、年間計画、それから本当にその体制、それから今のようにお金が要るから、お金が要るからと、本当にそうなのかどうなのか。それから今、私が御指摘しましたように一部の法律違反があったり、それから今のようなそういう市の施設をそのままにしておくと、こういうところもちゃんと定期監査あるいは随時監査、行政監査の中で御指摘されるべきじゃないかと思うんですがいかがでございましょうか。

○議長（寺岡公章） 代表監査委員。

○監査委員（黒田孝士） 大井議員さんのおっしゃるとおりだと思いますので、監査の年間計画というのは定めておまして、外部には公表しておりませんがもちろんつくってそのとおり実施をしております。そういうものを含めて、監査の透明性を上げるという意味ではホームページを早急につくりまして、そういうことをオープンにしていきたいと思えますし、今先ほど来、御指摘のありましたもろもろのことにつきましても、できるだけ対応をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 2番。

○2番（大井 渉） 答弁が難しかったら結構でございますけど、年間計画それからホームページ上でのそういう監査の実施状況、他市町村も大体5年くらい、いろいろ監査をやっています。先ほど言いました何項目かありますね。定期監査とかそれから随時監査とか行政監査とか、そういうものに対してホームページ上で上げております。そういうものも、ぜひ公表して市民に、ちゃんとこういうことをチェックしとるんですよということを、調査権があるわけですから、やっていただきたいと。まず、市民の期待に応えてもらえるような監査になっていただくようお願いいたします。

それから、これ私、つい最近、資料要求したものです。これは、地方債残高の明細及び交付税基準財政需要額算入見込額一覧表。それだけでもこれだけあるんです。こんな仕事をされてるとは、本当に大変だと思うんです。だけど、これは大事な指標であったり数字であったり、行政のそういう監視機能ですから。ちゃんと機能を果たしていただくことをお願い申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 続いて、7番、北林 隆議員。

〔7番 北林 隆議員 登壇〕

○7番（北林 隆） 7番、公正クラブの北林です。よろしくお願いします。通告書にありますとおり漁港管理の移管についてと題して御質問をさせていただきます。市民の生命と財産を守る公共用財産となります。漁港施設が市の財産となったからには無関心、無作為ではられません。御答弁のほどよろしくお願いします。

さて、地球温暖化に起因するといわれる大型台風の発生や海水面の上昇、本年11月8日、

フィリピン中部を台風30号が直撃、甚大な被害が発生しました。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、本市域においても南海トラフ巨大地震の襲来を想定せざるを得ない昨今であり、事あればその被害は甚大であろうことを推察せずにはいられません。

また、アベノミクス効果により景気は上向きにあるというものの、T P P交渉の進展や来年度からの消費税率8%の導入などでは、地域経済に功、罪の大きな影響を与えることが想像されます。マクロの世界での地球環境、経済情勢の変化もさることながら、漁港、漁業活動というミクロの地域経済活動においても、何がしかの影響があることは容易に想像されます。そうした中、広島県では、住民に身近な基礎自治体、市・町が地域の実情や住民ニーズに沿った行政サービスを自主的・総合的に実施できるよう、県から市・町への事務の移譲に取り組んできたところ、このたび本市においては漁港の管理が移管されるというものです。漁港とは、漁業生産と流通・加工との結節の機能を果たす港であって、水産業における主要な社会資本です。漁港施設には、漁船の出入り、係留、停泊の安全を確保する防波、防砂、防潮用の堤、岸壁、係船ぐいなどの係留施設、漁獲物の荷揚げ場や漁業用資材用地、道路などの輸送施設があります。大竹市には、阿多田漁港と玖波漁港と2つの港があり、漁港施設としては先ほど述べました防波堤、護岸、係船岸、物揚げ場、野積み場、加工場及び道路など目的別用途が定められた施設が多数あります。

そして、その用地には漁業者が水産加工施設などを構え、漁業活動を営んでいる傍ら、漁港施設用地に隣接して地域住民の方々が住居をしています。いわゆる漁港施設の背後地には、地域住民の生命と財産があるということです。漁港水域には当然のことながら船舶がひしめき合い、阿多田漁港には100隻以上、また玖波漁港には50隻程度の漁船とプレジャーボート100隻以上が係留されています。とりわけ漁船は阿多田漁港や玖波漁港を漁業根拠地として日々の漁業生産活動を行っているもので、この漁船が漁業生産活動の基盤であり財産です。漁港は、この財産を守る重要なとりでとして位置しています。つまりは、漁港の防波堤や護岸は、漁船、プレジャーボートや水産加工施設、及び地域住民の方々の生命や財産を地震による津波や台風の風浪や越波などの自然災害から守るという防災・減災を推進するという大きな一面を備える施設です。

私が記憶する台風災害で、平成3年9月27日台風19号、平成11年9月24日台風18号、平成16年9月7日台風18号は、国の激甚災害に指定されるほどの猛威を振るい、かき養殖業などの市内水産業に甚大な被害を与えました。そのときには、玖波漁港及び唐船浜港の防波堤が倒壊するという被害も発生しましたが、平成16年台風18号では、災害復旧事業として防波堤は高規格の設計により再建され、以降、本市域において漁港施設が被災するという事態は起きていません。

引き続き、地域水産物供給基盤整備事業としては浮体式係船岸が設置され、また阿多田漁協においても防波堤や浮体式係船岸を順次整備、国・県・市の施策により、安心安全かつ作業効率の高い港へとようになってきております。しかしながら、いかなる施設も時間の経過により経年劣化します。今後は、施設の点検維持管理が重要です。また、補修繕への対応も思慮しておかなければなりません。

一方、漁港の管理では、景観というのも気になります。漁港の美化です。このことでは漁業者による清掃活動のほか、市内各港には遊漁船組合などが組織され、おのおのの組織が定期的に清掃活動をボランティアで行っていただいているということを耳にいたしております。

それではお伺いします。現在、市内に2つある漁港の実態をどのように把握しておられますか。漁港利用の実態と漁港施設の現状、また施設と施設利用で課題はどのように認識しておられますか。今後、漁港管理者となった市は、漁港利用者からの情報収集や情報交換をどのように行いますか。

次に、漁港の管理の移管により、大竹市の自主性を発揮した利用者ニーズに合った事業展開が可能となるということですが、なぜ漁港の管理を今受けるのですか。また、権限移譲による効果をどのように考えておられますか。経緯や経過とその理由などを御説明願います。市が漁港管理者となって漁港管理の方向性や将来の漁港の利活用の計画でハードの面、ソフトの面、さまざまな局面が気になるところです。

また、事務事業、管理権限など仕事量の増加にどのように対応するのか。これまで県職員が行ってきたデスクワークや現場事務なども移管するわけですから、現行職員体制でこなせるのが懸念されるところです。人員増も必要ではないかと考えますがいかがお考えですか。あわせて、現行会計は大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計と一般会計の農林水産事業費で処理されているところですが、漁港管理が移管されれば特別会計部分は一般会計へ会計がえとなるでしょうが、県からの移譲事務交付金はどのようなものとなりますか。単年度、単年度の漁港管理費などが賄える規模の積算額が交付されるのですか。

最後に、平成23年3月定例会で、漁港における漁船とプレジャーボート等との係留のすみ分けのための調整、ルールづくりを問いましたが、漁港管理者となれば積極的に関与すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

以上で、登壇しての質問を終わります。御答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 専門的知識をお持ちの問題につきまして、経験を踏まえての御質問ありがとうございます。ぜひとも今後も御支援くださいますようお願いを申し上げまして、御質問にお答えいたします。

初めに、漁港の実態をどのように把握しているのかについてでございますが、阿多田漁港、玖波漁港それぞれにおきまして、効率的で効果的な漁港施設の更新を図るため、広島県において平成23年に漁港施設の老朽化状況を調べる機能診断が実施され、その結果に基づき対策工法等を整理した機能保全計画が策定されております。現在、本市は、広島県との漁港管理事務の事務委託規約により、漁港施設の管理、維持修繕を行っており、機能保全計画について情報提供を受けているところでございます。

今後、移管により漁港管理者となりましたら、主たる漁港利用者であります阿多田島漁協、くば漁協と連絡を密にし、これまで以上に漁港利用者からの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、漁港の移管の経緯についてでございますが、広島県では、地方分権型行政システムを目指し、平成16年11月に広島県分権改革推進計画を策定し、これまで基礎自治体である市町への権限移譲を進めてきております。この分権改革推進計画におきまして、広域的に利用される漁港ではなく、地域的に利用される漁港につきましては、市町への権限移譲を進めていくこととされております。これは、市町が漁港漁場整備法に基づく漁港管理者となり、漁港施設の整備計画を自主的に決定し、市町が制定する漁港管理に関する条例等に基づき、地域の実情に応じた漁港の整備、管理が行えるようになることを目指すものでございます。

本市では、広島県から漁港の移管を受けることにつきまして、平成19年3月に移管同意書を提出し、協議を続けてまいりました。その後、広島県では、平成23年に策定した機能保全計画に基づき、早急に対応が必要とされるものについて、施設の改修等を進めてこられました。そして今般、管理運営に係る財源の調整等についても一定の整理ができましたので、平成26年4月1日の移管に向けた手続を開始しようとするものでございます。

次に、移管に伴う効果についてでございますが、これまで本市では広島県と漁港管理事務の事務委託規約を結んでおりますが、漁港管理者は広島県であることから、広島県の条例に基づく漁港施設の管理、施設の維持修繕など、あくまで県の枠組みの中で、本市が一定の実務を行っておりました。漁港管理者の事務には、このほかに漁港施設の整備、大規模維持修繕、施設使用料の決定などがありますが、移管によりこれらの事務全てを本市独自で決定できるようになることから、漁港利用者の利用実態や要望に応じた柔軟な漁港の整備、管理が可能となり、漁港利用者の利便性が向上するものと考えております。

また現在、漁港利用者が広島県に対して行っております漁港施設に関する手続が本市でできることになり、手続にかかる時間が軽減できますので、こうした面でも漁港利用者の利便性が向上するものと考えております。

次に、移管に伴う事務量の増加に対する対応についてですが、移管についてより多くの効果を得るためには、移管事務を円滑に実施できる体制を構築する必要があると考えております。このため、当分の間の支援体制として、広島県において、漁港管理や技術面での研修を適宜実施していただくこととなっております。また、阿多田漁港及び玖波漁港の移管後も、広島県は他市町に存在する漁港の管理者ですので、同じ漁港管理者として課題等の相談に応じていただけることとなっております。

今後、広島県の支援をいただきながら、移管の効果が十分に発揮され、円滑に移管事務が行えるよう、組織や人員配置のあり方を検討するとともに、現在、全庁的に取り組んでおります市の全ての事務を対象とした事務のやり方の標準化等により、事務を効率化することで職員全体の事務負担の軽減も図っていきたいと考えております。

次に、移管に伴う財源措置についてでございますが、漁港が移管された場合、本市への普通交付税は、基準財政需要額の算定において移管施設の延長に応じた経費が算入されることになり、年間約2,700万円増額されることとなります。また、一時的な移管支援策として、年間約300万円の移管支援交付金が移管年度から3年間交付されることとなります。

この交付金は、広島県が推進する分権改革推進計画期間である平成17年度から平成21年

度内での移管の円滑化と促進を図ることを目的としたものであり、平成20年度までに移管に同意した市町に対し、移管施設の延長に応じて交付されるものでございます。新たに漁港管理者になりますと、これまで広島県が行っていました漁港施設の整備、大規模維持修繕等を本市が行うことになりますが、漁港施設につきましては、既存施設は修繕等を行った上で移管を受けることから、当分の間は、移管に伴う収支は黒字基調になるものと考えております。

次に、漁港における係留船についてでございますが、今後、漁港管理者になりましたら、今まで以上に主たる利用者であります漁協等と連携し、漁港の利用調整、ルール等につきまして、ともに研究していければと考えております。

以上で、北林議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 7番。

○7番（北林 隆） ありがとうございます。26年4月1日から大竹市が漁港管理条例を制定して、漁港の管理を地域の実情に応じた地域の住民、漁港利用者等の声を聞きながら行っていくということで、私としまして県管理がよかったのか市管理となるのがいいのか、なかなか判断しにくいところですが、再質問をいろいろしたいんですけど、本件は今定例会において生活環境委員会に審査が付託されているものですから、詳細な質疑のほうは生活環境委員の方々にまずは委ねたいと思います。

きのう日域議員の質問の中で、地方交付税措置を利用する財源の確保が、市財政運営上、有益ではないのかというようなことの質疑が市長との間で交わされましたが、まさしく漁港管理の移管という面で、財源としては漁港は地方交付税算定の基準財政需要額に算入される施設であると、2,700万円これから安定的に入ってくると。安定的とも言えませんが、そういうふうな施設であるということで、少し聞いて安心をしました。それによって維持修繕や事務費などを普通交付税として措置されるということなので、将来的にも安定的な管理のほうよろしくお願いしたいと思います。

また、昨日になりますが、藤井議員の一般質問・質疑で、人件費の削減の必要性というのが述べられました。漁港の管理が移管されれば、事務事業など仕事量の増加も明らかなんです。市長のほうからは、事務の標準化を図ることによってこなしていこうということも先ほどありましたが、実際、議員や市長、我々が人件費、このほうについてちゃんと手当てをすることに賛同しなければ、なかなか職員さんのほうに負担が行くんじゃないかというふうに思われます。担当職員の皆さんには、これから4月1日以降、新たに大竹市がこの漁港管理の移管を受けるようなことがあった場合、いろいろな苦勞をかけると思いますが、我慢して頑張って仕事してくださいとしか言いようがないというのが今の現状です。

そして、藤井議員が質疑の中で、市民活動助成金を例に、「財源のない無駄な事業には取り組むべきではない」と言われておりました。財源は、地方交付税、普通交付税で措置されるというのを聞いて安心はしましたが、他方、玖波まちづくり振興会の継続性のいうのを指摘された。漁港の管理に関しては、普通交付税で安定的な財源とは言えないかもしれないかもしれませんが措置されるということで継続性が見込めますけど、実際、藤井議員の市民活

動助成金のことについて指摘をされたときに、実際、地域、市民・住民の方々が一生懸命、住みよいまちづくりをするために取り組んでいる事業なんですけど、この市民活動助成金の事業提案があつて審査会で何と0点、1点、3点の3段階しか評価しない中で1点であつたと。継続性が1点であつたということで、1点であるから非常に継続性がないという一方的な判断で、何となくお話しされたのかなというふうに、私聞いておりまして、無駄ということで市民活動を安易に否定するものではないんじゃないかなと思ひました。大竹市の市民のために、事業を継続させようと頑張っているわけですから、ここにおられる議員の皆様も職員の皆様も、その活動を支えていこうじゃないかという気持ちを持っていたきたいなと思ひて聞きました。

なお、サポーターという。

○議長（寺岡公章） 北林議員、通告外の発言はなるべく端的に。

○7番（北林 隆） 申しわけありません。端的に言ひます。サポーターとなっている方々がおられまして、その方々は活動の趣旨に賛同しているということでして、貴重なお金を払ってやってくれています。よくある単なる犬も歩けば棒に当たるじゃないですが、署名活動をすれば数がたくさん集まったから価値があるように言われますけど、皆さん貴重なお金を払ってやっているということを理解してやってほしいと思ひます。

話を戻します。最後に、冒頭にも述べましたが、漁港施設が市の財産となつたからには、無関心、無作為ではられませんので、ぜひ漁港の整備や防災・減災に寄与する施策ですから、また条例などルールづくりによる漁港利用の適正・適切な運用を求められます。漁港の管理において、漁港利用者や地域住民の生活ニーズに資する積極かつ実効性のある漁港管理を期待しておりますのでよろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（寺岡公章） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 議案第61号 監査委員の選任の同意について

○議長（寺岡公章） 日程第2、議案第61号監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第61号監査委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

監査委員は、地方自治法第196条の規定により、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任することとなっております。この監査委員のうち識見を有する者の中から選任いたしておりました黒田孝士氏が12月11日をもって任期満了となります。黒田氏は、平成17年12月12日から大竹市監査委員として、その職務に精励され、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、市議会の同意を求めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第61号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 私は、黒田孝士氏を監査委員として選任することに同意することはできない旨を表明し、意見を述べさせていただきます。

監査委員の職責について議論されるときは、いつも論じられておりますのが、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた見識を有する者との定義がいつの場合も引用されております。先ほどの一般質問で答弁いただきましたとき黒田監査委員は、「市民の立場で良識ある監査を心がけている」とのお話でありました。しかしながら、近年の住民監査請求に対する監査委員の態度は、必ずしも市民の立場に立っておられるとは思われません。黒田監査委員は、2008年2月29日に判決のありました違法公金支出事件、いわゆる廃プラ放置裁判で前市長が敗訴となり、結果として賠償をすることとなりました事案の住民からの監査請求を棄却され、大竹市の監査委員会制度を震撼させたのであります。

また現在、広島地方裁判所において係争中であります大願寺宅地造成地の売却における違法公金支出損害賠償請求事件の前段であります住民監査請求においては、議員の議会での発言の議事録を不当に改ざんし、住民の監査請求を棄却するというまことにもって人格が高潔とはかけ離れた暴挙をなされました。

また、その議会議事録改ざんの指摘に、議事録の改ざんについては認めるが、監査委員会として監査報告を出したもので、再度、監査報告を出し直すことはできないとのことであり、議会の議事録を改ざんしてまで市長を擁護される監査委員としての品格に疑問を持つとともに、行政を擁護するためなら議会議事録の改ざんも辞さない人物を監査委員として認めることは、大竹市民に多大な損失を与えるものと判断せざるを得ません。地方自治法の観点からも、住民意識からもかけ離れたこのような対応を見るにつけ、監査委員とし

ての提案の黒田氏に、地方自治法第2条の14項に定められている住民の福祉の増進のために最少の経費で最大の効果を挙げるべき地方自治体の精神からも、公金支出が正当なものかどうか公正不偏な態度で監査することができるのか疑問を持つものであります。

以上の理由により、同意できないことを表明し、黒田氏の監査委員選任に不同意とされますよう先輩あるいは同僚議員の皆様をお願いをし、反対討論といたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

7番、北林議員。

○7番（北林 隆） 私は、議案第61号監査委員の選任同意について、同意すべきの立場で討論します。

黒田氏は、過去に2度、議会の選任同意を受け、このたび市長より3度目となる選任をされ、本議案として上程され議会の同意を求められているわけですが、監査委員として人格が高潔であると私は思っています。ないという御意見もございますが、廃プラの事案に関して監査請求が棄却されたということをもって何を捉えて高潔でないと言われるのか、ちょっと私も理解に苦しむと。先ほど、議事録の改ざんがあったというようなことも言われますが、初耳です。ぜひともあったのかなかったのか、いずれ明らかにしていただきたいとは思いますが、過去8年間の経験から財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関してすぐれた見識を有しているであろうともまた思われます。先ほどの大井議員の一般質問の中におきましても、さまざまなやりとりがございましたが、黒田氏は良識ある監査をするということを心がけているというふうにも言われております。自分の意思が認められなければその相手を否定するという、排除するというそういう考え方もいかなものかと思えますから、本人は改善すべきところは改善すると非常に素直で率直な人物であります。ぜひ、皆さんも本案件につきまして、選任の同意に賛成いただきますようよろしくお願いします。

十

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

16番。

○16番（山本孝三） 私は、黒田さんには非常に気の毒な思いがするんですが。選任の同意を求めるのは市長が求めるわけよね。先ほど来、大願寺の問題も、しばしば発言の中で出てくるんですが、私は、一連の経過の中で、監査の役目として処分に当たったの対応はどうかということは、その都度、監査委員のほうにも事情なりいきさつなりはわかるわけよね。それで、今、大願寺は年間8億円も9億円も借金を払いよる。土地を処分する上で仮に50万円にせよ100万円にせよ、市民の負担が幾らかでも安くなるように努めるんが、これ人情じゃ思うんよね、誰にしても。じゃあ、その経過の中で、業者からの買いたいという話があったことも、私もいろいろその経過を聞かせてもらった事実関係もありますが、何であるような処分価格にならにゃいけないのかというふうなことが全く議論にならんと。市民の一人としても、借金をあれだけ市民負担で払いよるのに、100万円でも200万円でも高く買ってもらうところを選ぶのが行政じゃないかと。またそのことをチェックするんが監査じゃないのかと。しかも処分に至る過程では、法律に規定しているような審議の機関の設置なり審議の経過なりを明らかにして、市民の目に触れた場合には説明もできる、公

正な処置がとられたということに責任が持てるようなことになつたらにやいけんわけですから、そういうことについて監査は何ら発言もしないチェックもしないと。監査の役割を押しとどめておるのは、行政のトップの責任者がそうやとるんじゃないの。そういうことを、今ここで選任同意を求めるじゃあいう提案をするほうがおかしいんじゃないの。むしろ、外部監査でも入れて、きちっと透明性を確保するそういう姿勢を示してもらいたいというのは、私は思うんですがね。

この議場におられる皆さんも、あの処分に至る過程で、法的に審査をし部内での議を経て、誰が見ても理にかなうようなことになつとるかどうかをいまだに明らかにされちゃあおらんのですよ。我々が同僚議員とともにその後、その計画に至るその都度、局面での開示請求で一つ一つ見ておるから、私はこの場で言いにくいことも言ってるんです。鑑定評価書の中に示されているような内容なり庁内に置かれた審査委員会の結論なり、議会には全部明らかにされちゃあおらんのですから。もしそういうことが明らかにされて賛成されとるんなら、これは確信犯じゃと思うんです。そうでしょうがね。

だから、今、司法の場でどうかということが問われなきゃならんような時代になつとる。これは行政サイドから見ても決していいことじゃない。あつちゃならんことなんじゃ本来。だから執行部と議会の関係でも、議案の審査をする際には、審査に耐えられる資料をやっぱりあわせて提出するということを、私はこういう問題を通じてその都度、強く要望もし、議会の対応としてもそういうふうにあるべきだというふうに思いますが、今問題になっている監査の問題は、委員選任については、選任を議会に求める側に私は大きな問題があると。監査委員だけの問題じゃあない。監査の役目というのは、独立した機関としてその役割を発揮せにやいけんのですから。まあまあ主義でいったり、都合の悪いことは双方が隠蔽するようなことをしたんじゃないけんのです。だから、外部監査でも入れて、公正公平で透明性のある行政の執行なり施策の展開なり保障していくようなことをやってもらわにやいけんのですよ。

だから、黒田さん、今、固有名詞が挙がとる監査委員について、その人だけを責めるつもりは私はない。むしろ監査のあり方を考える場合には、やっぱり行政の長たる者の責任、姿勢、そういうことにかかるとるんですから。流れ作業で執行部がやることはそのまま認めてしまうような監査じゃあ監査とは言えんわけ。またそういうふうにさせてるのは行政の側がさせてるんですから。そのことを特に私は指摘をして、この監査の選任には同意できないという思いを意思として表明します。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

12番。

○12番（原田 博） 私は、議案第61号につきまして、監査委員の選任の同意につきまして、同意するという立場でもって発言をしたいと思います。

私としては、個人的に黒田監査委員がどうかということではなくて、今から監査の役割、つまりどうあるべきかどういう視点で今から持っていったらいいかどうか、そういう視点でもってちょっと発言をさせていただきたいというふうに思います。

多くの自治体では、監査委員の監査を内部監査という、そういうふうにイメージをして

います。またその監査委員の監査は紛れもなく内部監査という指摘が多く自治体関係者の認識でもあり、私も同じようにそういうふうに理解をしています。

特に、監査の目的、役割というのは、自治体の運営そしてそのあり方を監視していくことです。つまりは自治体の運営には内部統制の整備と運用は重要であって、監査委員やそれを補佐する事務局による監査は内部監査として内部の統制、チェックの重要な存在、位置づけがあるというふうに思っております。

一方、今、山本議員からも発言がありましたけど、外部監査制度の導入には、自治体の監査制度の専門性、独立制の強化、あるいは自治体の監査機能に対する住民からの信頼性の向上などいろいろそういったことが挙げられます。確かに過去には、地方分権の推進には、自治体の行政の適正な運営の確保が不可欠であるとして、外部監査制度への方向性に至った経緯があったと、自分自身、記憶をいたしております。特に、本市が抱えています厳しい財政状況、また多くの懸案事項また事業がたくさんあって、その方向性の確立また解決に向けた監査機能のさらなる構築には、監査のあり方、役割、また先ほどもありましたように外部監査の導入などは大きな行財政運営の一つだと自分自身は理解しております。同意に当たりまして、これらの件につきまして、前向きに十分に御検討いただくということをお願いしまして、同意いたします。

以上です。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

10番。

○10番（日域 究） 私は、議案第61号の監査委員の同意について、反対の立場で討論させていただきます。

きょうは一般質問でも監査委員さんのことがありましたし、今もたくさん意見が出てますね。識見云々もありますし、いろいろな時間的制約なり人員的制約はたくさんあるとは思いますが、監査にとって一番大事なことは独立ですね。さっき市長が提案するのが悪いっていう意見もありましたが、それがそうかどうかはさておいて、市長から「あんた、監査委員になってくれんか」って頼まれますね。「いいですよ」って、それはいいんですよ。だからといって、私は市長のされることには監査委員としてきちんと対応しますからねっていうのが独立ですね。独立制がなければ、あとどんなものがあっても何の役にも立たないですね。

今回の大願寺のことでもそうですけども、監査請求が出てからの話はもちろんありますが、いつも思うんですけど、内部が見れる立場なんですね、監査委員さんというのは。外部の人間でありながら内部が見れるんですね。今もって私のきのうの一般質問でも不透明な部分がありましたね。でも、監査委員さんは役割を果たしていれば、わかっていてしかるべきなんです。特にああいう大きい案件ですから。大竹市の命運を預かっているような大きな案件ですから、当然、常時、関心を持っていいはずですね。そのときに、もしもう少しやり方を、監査委員さんからの意見としてもう少しやり方を変えていたら、こんな問題は一切起こってないかもしれない。しかも市長の思いを入れた形ができたかもしれない。私は「市長がされたことが全て悪い」っていう気はないですよ。でも、市長の思い

を入れながら、ルールを守りながら、物事が執行できるという道はあったらと思うます。そう考えたときに、私は真面目にやっています、一生懸命やっています、努力していますってということだけで監査委員の適、不適を判断するのは間違いだと思います。

そういう意味で、過去の実績から見て、申しわけないですけども、独立した機関の責任者とすればやや問題を感じますので、同意に反対ということで討論を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

9 番。

○9 番（細川雅子） 本来であれば、私自身、9月の議会で監査委員に選任していただいた立場でございますので、この場で討論していいかどうかというのは悩みながらの討論にさせていただくんですけども、議会選出の監査として一言、二言、述べさせていただきたいと思います。

今、大変心を痛めて山本議員と日域議員の反対、不同意の討論を聞かせていただいたんですけども、むしろ9月議会でしっかりと討論していただくべき内容だったのではないかなと思いながら聞きました。監査のあり方自体に疑問がおりになるようですので、その点について、なぜ今と思いながら聞いております。

一つだけ、今さら地方自治法については、皆さんもよくわかっていることですので、今さらではございますが、住民監査請求の結果についてが不同意の理由というふうに言われておりました。地方自治法第242条に、住民監査請求についての項がございます。住民監査請求は、監査委員の合議です。合議によるもので出ております。代表監査といえども1人で結論を出すことはできません。もう一人の議会選出の議員があつてこそ廃プラにしても大願寺の問題にしても結論が出ていたんだということを、しっかりと皆様、思い出していただきたいと思いました。そういうことで、1人の代表監査委員に当時の結果を責任づけるということによって不同意というのはいかななものかと感じておりましたので、この短い期間ですが、自分自身、監査に携わせていただきましていろいろ感じております。

特に、何期もやっておられる議員の皆様は、今までの監査委員さんと黒田監査委員さんになってからの違いというのはよく感じておられると思いますが、決して市長サイドに立った監査委員というわけではなく、ほとんどの議会の傍聴を監査委員さんはしておられます。以前の監査委員さんがそのように傍聴しておられましたでしょうか。御自身が市民サイドに立って議会が何を言っているのか、その上で市長がどのような施策を実行していくのかというのをしっかりと聞きながら、市民サイドの判断ができるようにということでの議会の傍聴だというふうに、私はずっとそう思いながら議会で代表監査委員がずっと来ておられるのを見させていただきました。本当に正義のある監査委員として市民サイドに立って物事を判断したいといったことが、実際の行動としてあらわれているんじゃないかというふうに思いましたので、あえて、済みません、言う立場ではないと思いながらこの場で述べさせていただきました。私は同意です。

以上です。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を起立により採決いたします。

議案第61号は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数であります。

よって議案第61号については、これに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第5〔一括上程〕

議案第62号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について

議案第69号 平成25年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

議案第70号 平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（寺岡公章） 続きまして、日程第3、議案第62号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてから日程第5、議案第70号平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）に至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 議案第62号、議案第69号及び議案第70号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第62号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について御説明を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律が平成24年8月22日に公布され、消費税及び地方消費税の税率が平成26年4月1日から8%に引き上げられることとなります。本市におきましても、現在、消費税を徴収しております公民館等の公共施設の使用料に加算する消費税相当額を、これまでの5%から8%に改定しようとするものでございます。

この条例で改正しようとする条例は、大竹市弥栄周辺広場設置及び管理条例等の19件の条例でございます。これを1つの議案で一括して改正する措置をとっております。各条例の規定中、消費税相当額を含んだ額のものについては、本体価格に1.08を乗じ10円未満を切り捨てた額に改め、消費税率100分の105または1.05とあるものについては、それぞれ100分の108または1.08に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1項でこの条例の施行日を、第2項で経過措置を定めております。

続きまして、議案第69号平成25年度大竹市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億1,299万1,000円を増額し、予算総額を139億3,052万6,000円にするものでございます。このたびの補正予算につきましては、6月議会におきまして議決をいただいております市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例によるものと、当初予算成立後の職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

内容といたしましては、特別職・一般職について給料、職員手当及び共済費をまとめまして3,530万円の減額としております。人件費につきましては、調整の上、各費目に計上させていただいておりますので、以下ではこの部分についての説明を省略させていただきます。

それでは、このたび御審議いただきます一般会計補正予算（第2号）の内容を順に説明をさせていただきますが、説明の都合により49ページの歳出から御説明いたします。

第1款議会費につきましては、355万2,000円を減額するものでございます。主な内容として、7月臨時議会におきまして議決されております議会の議員の議員報酬の特例に関する条例により、議員報酬を245万2,000円減額するものでございます。

第3款民生費につきましては、1億2,433万3,000円を増額するものでございます。主な内容として、障害者及び障害児の福祉サービスの利用増に伴い扶助費を8,025万6,000円、保育所入所児童の増により公立保育所臨時職員賃金を480万4,000円、私立保育所への運営補助金を2,495万5,000円増額するものでございます。また、安心こども基金特別対策事業費県補助金を財源とした子ども・子育て支援制度のシステム構築等に係る委託料を1,501万8,000円計上するものでございます。

第8款土木費につきましては、1,346万円を増額するものでございます。主な内容として、岩国大竹道路事業による市営御園住宅等解体事業費を750万円、市営住宅基金積立金を1,406万円計上するものでございます。

第9款消防費につきましては、401万9,000円を増額するものでございます。主な内容として、木野消防屯所建設用地の測量等事前調査業務委託料251万9,000円を計上するものでございます。

第10款教育費につきましては、主な内容として放課後児童クラブの指導員賃金を163万1,000円計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、46ページからの歳入予算につきまして御説明を申し上げます。

第1款市税につきましては、固定資産税の増が見込まれるため4,000万円を増額するものでございます。

第9款地方交付税につきましては、普通交付税の額が確定いたしましたので、3億576万9,000円を減額するものでございます。

第11款分担金及び負担金につきましては、保育所入所児童の増に伴う保護者負担金を385万1,000円増額するものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、4,965万6,000円を増額するものでございます。主な内容として、歳出に計上してあります障害福祉サービス給付費及び障害児給付

費に対する国庫負担金を4,394万9,000円、私立保育所等児童運営費負担金に対する国庫負担金を570万7,000円計上しております。

第14款県支出金につきましては、4,059万6,000円の増額でございます。主な内容といたしましては、歳出に計上してあります障害福祉サービス給付費及び障害児給付費に対する県負担金2,197万4,000円、子ども・子育て支援制度システム構築事業に係る県補助金1,501万8,000円などを計上しております。

第16款寄附金につきましては、社団法人勤労者福祉港町会館の解散に伴う同団体からの寄附金増加分を3,200万円計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算における財源調整として財政調整基金繰入金を1億2,188万3,000円増額するものでございます。

第19款諸収入につきましては、岩国大竹道路事業に係る建物等移転補償費を2,156万円計上するものでございます。

第20款市債につきましては、木野消防屯所建設事業債を250万円、臨時財政対策債を1億671万4,000円計上するものでございます。

続きまして、42ページの第2表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要がありますので、債務負担行為の設定をするものでございます。

次に、第3表繰越明許費の補正につきましては、諸般の事情により年度内の事業の完了が見込めないため、繰越措置をお願いするものでございます。

43ページからの第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。

続きまして、63ページからの議案第70号平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。このたびの予算の補正は、64ページの第1表債務負担行為の補正にある経費につきまして、今後の業務に備えるため入札などを事前に実施する必要がありますので、債務負担行為の設定をするものでございます。

以上で、議案第62号、議案第69号及び議案第70号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、議案第62号及び議案第69号は総務文教委員会に、また議案第70号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第6、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 太田勲男 登壇〕

○総務部長（太田勲男） 議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、自宅を所有する世帯主である一般職の職員に対し、住居手当として月額2,500円を支給しているところでございます。この自宅に対する住居手当につきましては、国においては平成21年12月に、広島県においては平成25年4月に既に廃止されております。県内他市においても既に廃止または平成26年4月をもって廃止予定であるため、本市においても同様に廃止し、あわせて条文の整理をしようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第63号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

+

日程第7～日程第10〔一括上程〕

議案第64号 大竹市水道条例等の一部改正について

議案第71号 平成25年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第72号 平成25年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第73号 平成25年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（寺岡公章） 日程第7、議案第64号大竹市水道条例等の一部改正についてから日程第10、議案第73号平成25年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 稲田正文 登壇〕

○上下水道局長（稲田正文） 議案第64号及び議案第71号から議案第73号の4件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第64号大竹市水道条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律が平成24年8月22日に公布され、消費税及び地方消費税の税率が平成26年4月1日から8%に引き上げられることに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。改正する条例につきましては、大竹市水道条例、大竹市工業用水道条例、大竹市下水道条例、大竹市漁業集落排水処理施設条例、大竹市農業集落排水処理施設条例の5つの条例でございます。

改正の内容でございますが、料金及び使用料に加算する消費税等をこれまでの5%から8%に改定しようとするものでございます。各条例の規定中、消費税等を含んだ総額表示となっておりますが、消費税等を除いた本体価格に1.08を乗じた額に改めるものでございます。また、あわせて大竹市下水道条例及び大竹市漁業集落排水処理施設条例中で引用しております下水道法施行令の条項ずれ及び字句の整理を行うものでございます。施行日につきましては、いずれも平成26年4月1日からとし、施行日以前から継続して使用され、施行日から平成26年4月30日までの間に支払いを受ける権利が確定する料金及び使用料については、従前の料金及び使用料を適用するものとしております。

続きまして、議案第71号から議案第73号の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

このたびの各会計の補正予算につきましては、当初予算成立後の職員の人事異動に伴います人件費の補正予算を計上するものと、公的資金補償金免除繰上げ償還に係る借換債の借入利率確定に伴います企業債の元利償還金の補正予算をお願いするものでございます。

それでは、議案第71号平成25年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出予算の上水道事業費用に85万円を増額し、総額を5億1,857万4,000円とし、資本的支出予算に155万円を増額し、総額を1億6,893万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、水道事業企業職員の手当240万円を増額するものでございます。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が155万円増額となるため、不足額の総額を1億641万7,000円に改め、その補填財源である過年度分損益勘定留保資金も155万円増額し、総額を5,505万8,000円に改めるものでございます。また、予算第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費を248万円増額し9,514万3,000円に改めようとするものでございます。

次に、議案第72号平成25年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出予算の工業用水道事業費用に30万円を増額し、総額を5億1,836万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、工業用水道事業企業職員の手当30万円を増額するものでございます。また、予算第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費を30万円増額し1,098万2,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、議案第73号平成25年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出予算の下水道事業費用から295万円を減額し、総額を7億6,390万2,000円とし、資本的支出予算に135万円を増額し、総額を7億1,344万8,000円とするものでございます。内容としましては、収益的支出5万円、資本的支出5万円の増額につきましては、下水道事業企業職員の手当を増額するものでございます。また、公的資金補償金免除繰上げ償還に係る借換債の借入利率確定に伴うものにつきましては、収益的支出の企業債償還利息から300万円を減額し、資本的支出の企業債償還元金を130万円増額するものでございます。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不

足する額も135万円増額となるため、不足額の総額を2億8,144万4,000円に改め、その補填財源である当年度分損益勘定留保資金も135万円増額し、総額を9,158万9,000円に改めるものでございます。また、予算第9条の議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費を10万円増額し4,012万4,000円に改めようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますけども、議案第64号及び議案第71号から議案第73号までの提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第11 議案第65号 大竹市火災予防条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第11、議案第65号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 西岡 靖 登壇〕

○消防長（西岡 靖） 議案第65号大竹市火災予防条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。改正の主な内容でございますが、消防法施行令におきまして、検定対象機械器具等の見直しによる改正、また建築基準法施行令におきまして、安全性の確保を図るための見直しによる改正によりまして、それぞれ同政令の条及び号に移動が生じたことに伴いまして、本条例に引用しております同政令の規定の整理を行い、あわせて字句の修正を行うものでございます。施行日につきましては平成26年4月1日としております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第65号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 2 議案第 6 6 号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

○議長（寺岡公章） 日程第12、議案第66号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 正木丈治 登壇〕

○健康福祉部長（正木丈治） 議案第66号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例に基づき、平成23年4月の開設時から社会福祉法人ひまわり福祉会を指定管理者として指定しております。当該法人はこの間、施設の利用増進を図り、親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談の実施など、地域における育児支援に積極的に取り組んできております。また、建物の維持管理につきましても適切に行っております。

このたびの議案は、指定期間が平成26年3月31日までとなっておりますので、引き続き、平成26年度から平成28年度までの3年間、社会福祉法人ひまわり福祉会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第66号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 3～日程第 1 4〔一括上程〕

議案第 6 7 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付消防車）

議案第 6 8 号 広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について

○議長（寺岡公章） 日程第13、議案第67号財産の取得について（小型動力ポンプ付消防車）及び日程第14、議案第68号広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 長谷川寿男 登壇〕

○建設部長（長谷川寿男） 議案第67号及び議案第68号につきまして、一括して提案理由の

御説明を申し上げます。

初めに、議案第67号財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、昭和時代に整備した市内消防団の小型動力ポンプ付消防車4台を更新整備する契約議案でございます。

初めに、財産の表示で記載しております小型動力ポンプ付消防車についてですが、車両に放水用の小型動力ポンプを積載したタイプの消防自動車であります。車両は2,000ccクラスのガソリン車で、乗車定員が10名です。小型動力ポンプにつきましては、放水能力が毎分500リットル以上のポンプを装備しております。今回4台購入することにより、今年度既に同タイプの消防自動車を1台購入しており、合計で5台となり、現在使用している初年度登録が昭和の車両8台中5台が新車両となります。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございますが、10月28日の指名業者審査会の議を経まして、指名業者を決定し、11月8日に入札を執行いたしました。入札参加者数は4社でした。その結果、11月11日付で株式会社三葉ポンプSF大竹と納入価格2,550万9,600円で仮契約を締結いたしました。予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本議会での議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第68号広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について御説明申し上げます。

平成16年11月に策定されました広島県分権改革推進計画におきまして、地域的に利用される漁港につきましては、地域の実績に応じた柔軟な漁港の整備、運営を行えるようにして、利用者等の利便性の向上を図るため、市町への権限移譲を進めていくこととなりましたことから、これまで漁港の移管につきまして協議を行っていたところでございます。このたび、移管予定日を平成26年4月1日とすることで合意いたしましたので、漁港管理事務の事務委託の廃止に関し、広島県と協議を行うため、市議会の議決を求めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第67号及び議案第68号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号は総務文教委員会に、議案第68号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 平成25年請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について

○議長（寺岡公章） 日程第15、平成25年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義

務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書採択についてを議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

ただいま議題となっております平成25年請願第 2 号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第 16 意見書案第 2 号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出について**

○議長（寺岡公章） 日程第16、意見書案第 2 号消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

14番、田中実穂議員。

〔14番 田中実穂議員 登壇〕

○14番（田中実穂） 意見書案第 2 号消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書につきましては、お手元に配付してあります意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

厳しい財政状況のもと、一層本格化する少子高齢社会にあって、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために、社会保障と税の一体改革関連 8 法案が昨年 8 月に成立しました。

そして、安倍総理は法律どおり明年 4 月 1 日から消費税率を 5 %から 8 %へ引き上げる決断をしました。法律ではさらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっております。消費税率の引き上げは国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8 %引き上げ段階では簡素な給付措置が実施されます。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められております。食料品など生活必需品に軽減税率制度の導入を図ることは、逆進性対策としても国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約 7 割が導入を望んでいます。

与党の平成25年度税制改正大綱では、消費税10%への引き上げ時に軽減税率制度を導入することを目指すとし、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までに関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする都合されています。よって、政府においては、下記の事項について速やかに実施することを強く求めます。

記

1. 軽減税率制度の導入に向けて、年内に結論を得るようその議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

8番。

○8番（山崎年一） 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出について、反対の意見を述べさせていただきます。

実は、まことに申しわけないんですが、即決とありますが、最終日に審議されるものと解釈をしておりましたので、議長に発言の許可をいただいております。申しわけございませんが、お許してください。

消費税の来年4月の8%への値上げで、国内総生産GDPの約6割を占める個人消費が大きく後退するということはマスコミの報道でもいろいろされております。消費税は低所得者ほど負担が重く逆進性が叫ばれ、生活弱者の生活基盤を破壊します。私は、消費税の増税には反対ですが、5%から8%への増税が来年4月から実施されることは決められた今、10%への再増税は棚上げし、国民の生活を守る施策を実施すべきと考えております。7月から9月の実質GDPは、年率換算で1.9%増と前の2期と比べて大幅に減速をいたしました。これまでの増加要因は、公共投資の拡大と増税前の住宅建設の駆け込み需要と言われて、持続性のないことは明らかであります。波及効果のないものであります。賃金が上がらないで物価高が先行し、家計は苦しさを実感しています。消費税は低所得者ほど負担が重い、弱い者いじめの税金であり、社会保障の財源というふれ込みで増税が画策されていきますが、社会保障は改悪される一方であります。今後も、税率は上がり社会保障は改悪されることが社会保障と税の一体改革の本質であります。軽減税率の導入に積極的に取り組んでいる勢力は5%から8%へ、8%から10%へという増税の流れを積極的に進めることを目的としております。制度の導入に積極的なのは、消費税増税の旗を振るかわりに軽減税率を提案した経緯があるからであります。消費税が10%に引き上げられる直前には、2015年の統一地方選挙が待ち受けております。これらの勢力には、軽減税率の実現は至上命題となっております。弱者の味方を装って軽減税率の導入を主張しておりますが、アリバイづくりに一生懸命なのであります。

一方で、消費税の積極的な推進勢力では、消費税は10%で終わるわけではない。軽減税率は3回目、4回目と引き上げるときの国民に対する説明カードとして将来を見据えた政策として保存するとしております。

また、財務省は、対象品目の線引きの難しさや軽減税率導入による減税で、社会保障制

度の安定充実財源に穴があくことなどで、税率が10%を超えてからの引き上げの課題として受けとめていると報じられております。消費税の増税で、国民に8兆円もの大增税を押しつけ、6兆円もの企業優遇の経済対策をばらまくことにより、今、日本経済と国民に必要なのは、弱者支援、低所得者の支援と国民所得の増加であります。社会保障の安定財源と財政の健全化を目指すの説明してきながら、福祉はどんどん切り下げる。消費税の増税よりもみずから身を切る改革が求められております。増税前に自分たちの身を切る改革を真っ先に行うべきであります。

以上により、本意見書の採択に反対をいたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

16番。

○16番（山本孝三） 今、同僚議員が詳しく反対の理由について述べられましたので、私は端的に意見を述べて反対の意思を表明したいと思います。

既に自民党は10年間で200兆円を公共工事に使うという公約をしています。公明党は100兆円と。だから、もう既に消費税を上げることを前提に、財源を当てにしたようなことを考えて、文言としては少子高齢化社会にあってとかどうとか言うが、今までの消費税だって実態的には本当に社会保障にどれだけ回ったんかということを検証してみにゃいけんと思うんよね。ほとんどがあれでしょう。要らん空港をつくったり港湾をつくったり、公共事業に回しておる。それで票を集めて企業献金を求めて、金が動かすような政治をずっとやってきた。今度は消費税をさらに引き上げて、10年間で200兆円も使うじゃあいうようなことを公然と国民に向かっておっしゃると。

私は、こういう政治の実態にこそメスを入れるべきであって、まさに国民の負担の上で、要りませんものをつくるじゃあいうようなことはやめてもらいたい。現に、景気がよくなったようなったいうても、庶民の懐はひとつも温まりやあせんのに。また、温まるような保障もありやあせん。その上に消費税をかぶせるじゃあいうようなことになると、国民の暮らしはますます困難になるし、今までどおり従来型の無駄遣いが横行するようなことになりかねん。消費税そのものの引き上げに、私は反対ですから。あれこれ理屈をつけて軽減税率を導入するんじゃけえ、ええじゃないかいうような理屈をこういう場で意見を挙げるじゃあいうようなことはナンセンスじゃあ思うんです。という理由で、反対です。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第2号を起立により採決いたします。

意見書案第2号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数であります。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

+

議事の都合により、12月7日から12月18日までの12日間、休会いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、12月7日から12月18日までの12日間、休会することに決しました。  
お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。本日、本会議終了後、生活環境委員協議会を、12月9日午前10時から総務文教委員会を、12月10日午前10時から生活環境委員会を、12月11日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、12月12日午前10時から安心安全対策特別委員会を、それぞれ第一委員会室において開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

12月19日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

12時17分 散会

+

(25. 12. 6)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月 6 日

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 原 田 博

大竹市議会議員 二階堂 博

+